

## 入札説明書

第一管区海上保安本部の入札公告については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 飯塚 秋成

### 2 調達内容及び予定数量

#### (1)

① 航空タービン燃料油（1号JETA-1） 買入（千歳基地地下タンク）

予定数量 1,372KL

② 航空タービン燃料油（1号JETA-1） 買入（函館基地地下タンク）

予定数量 272KL

③ 航空タービン燃料油（1号JETA-1） 買入（釧路基地地下タンク）

予定数量 220KL

(2) 納入期間 令和6年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (3) 納入場所等

① 千歳航空基地の地下タンク内

② 函館航空基地の地下タンク内

③ 釧路航空基地の地下タンク内

#### (4) 調達内容の規格

J e t A - 1 : 石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又は海上保安庁燃料油類規格に適合するもの

#### (5) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

① 入札者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び納入に要する一切の諸経費を含め上記物品の予定数量に対する総価で行うものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- ③ 入札者は、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除。

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」A、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

### 4 入札書類データ（証明書等）

- (1) 紙入札方式による証明書等の受領期限及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限

令和6年2月1日 17時00分

- (2) 提出証明書類等

紙入札参加者は、

- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
- ② 紙入札方式参加願（様式1）
- ③ 石油の備蓄の確保に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく石油製品販売業の届出を証明するもの。但し、本年度において一度提出し届出内容に変更のない場合にあっては、2回目以降の調達申込み時の提出は免除する。

電子調達システム参加者は、

- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
- ② 確認書
  - （4. (1) までに電子調達システムの当案件に登録を行うとともにFAXにて送付すること。）
- ③ 石油の備蓄の確保に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく石油製品販売業の届出を証明するもの。但し、本年度において一度提出し届出内容に変更のない場合にあっては、2回目以降の調達申込み時の提出は免除する。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

問い合わせ先は、下記(2)に同じ

- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- ① 競争参加資格に関する問い合わせ

〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課入札審査係

TEL 0134-27-0118 (内線2224)

(2) 仕様書に関する問い合わせ先

第一管区海上保安本部 経理補給部補給課

TEL 0134-27-0118 (内線2255)

(3) 入札書の受領期限

令和6年2月28日 17時00分

(郵送する場合は受領期限までに必着のこと)

(4) 入札書の提出方法

① 電子入札方式による場合は、電子調達システムの入力画面において入札書を作成し、5.(3) 入札書の受領期限までに電子調達システムにより提出するものとする。

② 紙入札方式において、入札書を直接に提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月29日開札〔調達物品名〕の入札書在中」と朱書し、上記(2)①あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月29日開札〔調達物品名〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記(2)①に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、電話による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 再度入札について

① 1回目の入札が不調になった場合、再度入札（2回目）に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合、開札時間までに時間を要するなどの場合は、当本部から連絡する。

② 紙入札者が再度入札（2回目）に応ずる意思があり遠隔地より入札書を郵送する場合は、郵送に要する時間を考慮し、再度入札日（2回目）を2日後に設定するので、指定する期日までに郵送又は持参すること。

但し、発注者において再度入札を同日に行う必要がある場合は、次の条件及び規定に同意しファクシミリにより入札書及び別紙同意書を送信しなければない。

(a) 入札者がファクシミリで送信した入札書の価格は送信後においては、引換え変更又は取消しをすることができない。

(b) ファクシミリで送信した入札書の内容と後日受領した入札書との間に相違又は、矛盾がある場合については、ファクシミリで送信した入札書が優先する。

(6) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者

に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 入札の延期等入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(8) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

調達案件①	令和6年2月29日	10時00分
調達案件②	令和6年2月29日	10時30分
調達案件③	令和6年2月29日	11時00分

小樽市港町5-2

第一管区海上保安本部入札室

(10) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- ⑥ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

なお、電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札参加業者は、「紙入札方式参加願」に記載するものとする。

#### (1) 入札者に要求される事項

- ① (a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記5.(1)に示すURLに提出しなければならない。

- (b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な書類等を所定の受領期限までに上記5.(2)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

- ② (a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほか契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様データ等を作成し、所定の受領期限までにこれを入札書類データとともに上記5.(1)に示すURLに電子調達システムを利用して提出しなければならない。

- (b) 紙入札方式により参加を希望する者は、契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様を記載した書類を作成し、これを必要な証明書とともに所定の受領期限までに提出しなければならない。

なお、(a)(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には説明しなければならない。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4.に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3.の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ② 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から 7 日以内に、その旨を落札者とされなかった入札者に書面により通知する。
  - ③ 本調達契約は、令和 6 年度予算の成立を条件とする。
- (3) IC カード不正使用等の取扱い

電子調達システム参加者が IC カードを不正に使用等した場合には、当該電子調達システム参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

＜不正に使用等した場合の例示＞

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

請負業者が物品の納入完了後に提出する適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に第一管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。

(6) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。